

議事録（概要）

会議名	平成 30 年度 第 1 回 芦屋町行政改革推進委員会					
会場	芦屋町役場 4 階 第 41 会議室					
日時	平成 30 年 8 月 3 日(金) 10:00~11:40					
委員の 出欠	会長	占部 吉郎	出	委員	安部 知彦	出
	副会長	片山 和夫	出	委員	国崎 重太	出
	委員	中山 孝泰	出	委員	中尾 昭久	欠
	委員	藤崎 隆子	出	委員	中西 一美	出
	委員	濱野 頼子	欠	委員	川上 登美江	出
件名・議題	<p>1. あいさつ</p> <p>2. 委員の紹介</p> <p>3. 副会長の選出</p> <p>4. 議事</p> <p>① 芦屋町集中改革プラン 29 年度推進結果（案）について</p> <p>② 芦屋町集中改革プラン 30 年度改訂版（案）について</p> <p>5. その他</p> <p>（事務局より）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の議事に挙げた、集中改革プランの確定・公開までのスケジュールを説明した。</li> <li>・ 次回の会議日程について説明した。</li> </ul>					
合意事項 決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度会議から委員が 3 名変更となった。</li> <li>・ 副会長の石川委員が退任されたことに伴い、新たに片山委員が選出され、承認された。</li> <li>・ 議題 1「芦屋町集中改革プラン 29 年度推進結果（案）」について事務局から説明を行い、了承された（内容を一部修正）。</li> <li>・ 議題 2「芦屋町集中改革プラン 30 年度改訂版（案）」について事務局から説明を行い、了承された。</li> </ul>					

平成 30 年度 第 1 回芦屋町行政改革推進委員会 議事録

日 時 : 平成 30 年 8 月 3 日(金) 10:00~11:40

場 所 : 芦屋町役場 4 階 第 41 会議室

<議題① 質疑応答および意見>

1	委員	P19 徴収率の向上（保育料）について 滞納の原因は何か。改善方法を見つけるためにも、内訳を把握したい。
	事務局	理由としては生活の困窮など、個々の事情により払えないケースがほとんどだと思われま す。 次回会議に階層区分ごとの滞納者に関する資料を用意しま す。
2	委員	P19 徴収率の向上（保育料）について 徴収率に関して、他の徴収関係の項目と比較して目標値は 99.9%と一番高いが徴収率は一番低い。目標値はどのように 設定しているのか。
	事務局	第 4 次行革大綱を作成した際、過去 10 年の最高徴収率とし ています。
3	委員	P5 職員定員の適正化について 過去 3 年の休職者の推移は。
	事務局	次回会議に資料を用意します。
4	委員	P7 自治区担当制度の推進について 具体的にはどのような計画か。
	事務局	平成 26 年度より“協働のまちづくり”の実現を目的として ステップ 1~5 の 5 段階で構成し、段階的に実施しています。 計画策定の推進にあたるステップ 3 は平成 30 年度からの取 り組みとなるため、計画策定には至っていません。
5	委員	B 判定の項目について、具体的に何ができなかったと記載さ れていない項目がある。
	事務局	B 判定となった理由がわかるよう、表現を追加します。
6	委員	P15 積極的な町有地の売却について 実施概要に「分筆が売却促進の妨げとなっている」とあるが、 どういうことか。
	事務局	例えば、一筆の一部しか要らない、という希望に対して、町 が分筆に係る費用を負担しないことが、売却につながらない 場合があります。

<議題② 質疑応答および意見>

1	委員	30年度（案）とあるが、既に30年度は始まっている。 （案）はいつ取れるのか。
	事務局	本日の委員会でいただいた意見を本庁の本部会議に諮り、承認を得て（案）が外れます。
2	委員	徴収率について、目標値は100%とすべきではないか。そうでなければ最初から100%を目指して仕事をしなくなるのでは。
	事務局	担当課では、当然徴収率100%を目指すべきという認識のもと、業務を行っています。しかし、100%に達しない現状があるため、達成すべき目標値を定め、取り組んでいます。
3	委員	P4 横の連携を可能とする組織づくりについて 平成30年度からの組織体制について公表しているか。
	事務局	平成30年3月1日号、4月1日号の広報あしやにて記事を掲載しました。
4	委員	P6 職員研修の実施について 今年度の研修計画はどのようになっているか。
	事務局	次回会議に資料を用意します。